

名古屋国税職員労働組合審査会の概要

審査会の目的

- 名古屋国税職員労働組合（組合）の責任組合としての活動について、組合員の要請が適切に反映されているかについて審査し、又は組合の改善に関する建議・勧告を行うことを通じて、組合の真に民主的な労働運動の適正を図ることを目的とする。

（参考）組織概要 -名古屋国税について- （名古屋国税職員労働組合HPより）

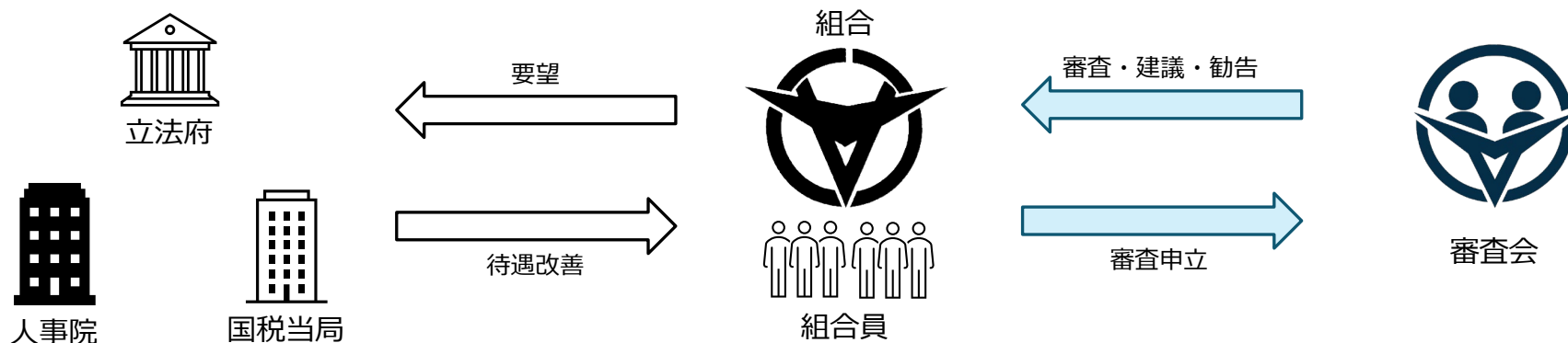
名古屋国税職員労働組合（略称・名古屋国税）は、名古屋国税局・税務署で働く職員から結成された組織です。

私たち名古屋国税は、結成以来「自由」「民主主義」「社会正義」を基本理念に、国税の職場の責任組合として『職場の将来を見据えた運動』『組合員のニーズに立脚した運動』を展開し、定員の確保、ポスト・級別定数の拡大、税務水準差の拡大等、数多くの成果を勝ち取ってきました。

私たちは、『名古屋国税』の歴史と伝統を正しく継承し、将来にわたって組合員とその家族の生活を守るため、また、行政職俸給表(二)適用職員・再任用職員を含む国税職員の社会的・経済的地位の向上と組織の強化を図るため、国税労組をはじめ、連合・公務労協・公務員連絡会・国公連合の仲間とともに、真に自由にして民主的な労働運動を積極的に実践していきます。

審査会の職務

- 審査会は国税当局・組合から独立した立場として、組合員が期待された恩恵を享受することができるよう組合の労働運動の適正性を審査し、また、組合の目的の達成に資する建議を行い、あるいは、組合が目的から逸する活動を行わないよう必要に応じて勧告を行う。



名古屋国税職員労働組合審査会の概要

審査会の構成

- **審査会**は 7 名の審査員からなる合議体であり、公平・中立・的確な視点をもって審査等を行う観点から、その構成する審査員については一定の要件を定めるとともに、人格・知見・能力等を中心に厳格な人物調査を経て選定されている。
 - 公平・中立な組織であるため審査員には主に以下の要件が求められている。
 - (1) 管理職相当職でないこと。
 - (2) 友誼団体を含めた組合の役員等でないこと。
 - (3) 全国税や政治団体の構成員でないこと。
 - 審査員は不断にその職務を遂行する責任を負っているところ、不測の事態への備えとして補充員制度を採用することで万全な組織体制を構築している。また、審査員が不当な取扱いを受けること等を防止する観点から匿名により活動している。

審査会議

- **審査会**は、組合の活動に関する審査、あるいは、組合の改善に関する事項等についての審議をするため、審査員の全員が出席して行われる審査会議を定期的に開催し、熟議を経た上で過半数による多数決をもって議事を決することとしている。
 - 審査会議は、毎年 6 月、7 月 10 日、12 月に定例で開催することとされており、また、必要に応じて随時開催することができることとされている。
 - 審査会議は、その議事が外部から歪められることがないように非公開で行うこととされている。

